

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成27年1月26日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 図書館の平成26年度の施設管理に係わる事務の執行について
2. 対象団体 一般社団法人 とらいあ
3. 監査期間 平成26年10月31日～11月28日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
業務委託契約や図書購入において、見積書・請求書・契約書に見積日・請求日・契約日の記載漏れが見受けられたので、改善の上適正な契約並びに経理処理に努めること。	指摘事項につきまして、今後発生する委託業務先、請求事業所などへの日時起債を徹底するよう依頼した。 また経理処理時、漏れがあれば、事実を確認し当該日時を必ず記載し、経理事務を行なう者とする。